

自動車騒音常時監視（面的評価）の評価方法

1. 自動車騒音常時監視の目的

都道府県や市が自動車騒音対策を計画的総合的に行うために地域の騒音曝露状況を経年的に系統たてて監視することが必要です。また国においても環境基準の設定や自動車単体対策の基礎資料を得る必要があります。

このようなことから、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して地域が曝される年間を通じて平均的な状況について、全国を通じて継続的に把握するよう、法律により規定されています。

2. 評価方法（面的評価）

自動車騒音の常時監視は、評価区間（※1）を代表する地点で測定した騒音レベルから、各住居等（※2）の道路からの距離減衰や建物（群）の遮蔽による減衰等を考慮した推計式に基づき、幹線交通を担う道路（※3）の沿道（道路両端）から50mまでの範囲にある個々の住居等が受ける騒音レベルを算出し、評価区間内における全住居等のうち環境基準（※4）を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています。（これを「面的評価」といいます。）

※1 「評価区間」とは、評価の実施にあたり、監視の対象となる道路を自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したものをいいます。

※2 「住居等」とは、住居、病院、学校等をいいます。

※3 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道といます。

※4 「幹線交通を担う道路に近接する空間」又は「道路に面する地域」の基準値を用いて評価を行います。環境基準の地域類型指定を行っていない地域は、B類型が当てはめられているものとみなして取り扱っています。